

性的指向及び性自認・性別違和に関する対応指針の策定について

性の多様性に関する理解促進を着実に進めていくためには、市の窓口や学校等での職員、教職員等の対応が非常に重要であり、性的指向及び性自認・性別違和の方々の困難な状況を理解し、適切な対応を図るための一助として、「性的指向及び性自認・性別違和に関する対応指針」を策定いたしました。

本指針は、職員による「性的少数者に関する対応指針策定研究会」において、他市町村の指針等を参考に検討し、当事者団体との意見交換の内容をふまえたものとなっており、性自認だけでなく、性別違和への対応も含め、人事評価や就学前児童への対応等も盛り込みました。

また、本指針の内容は、医療機関や民間企業においても参考としていただくことを想定しており、市内事業所への周知も図っていく予定です。

このほか、職員の理解度と対応状況を把握するための職員アンケートと公的書類等の性別欄の掲載状況の調査を実施しました。

《指針の概要》

I. 必ず知っておきたいこと

- 1 性を構成する要素
- 2 LGBTとは
- 3 配慮が必要な理由
- 4 今日からできること

III. 職場における対応

- 1 職場での対応
- 2 採用時の対応
- 3 身だしなみ（髪型・服装）について
- 4 人事評価等について
- 5 福利厚生制度等
- 6 安全衛生

II. 市民等への対応

- 1 窓口や電話での対応等
- 2 公的証明書類等の性別欄の取扱い
- 3 所管事業の見直し
- 4 公共施設利用
- 5 災害時における対応

IV. 子どもへの配慮に係る対応

- 1 保育・教育施設の体制
- 2 学校生活、施設利用における配慮
- 3 教室等における配慮
- 4 課外活動等における配慮
- 5 保育士・教職員の理解のための取組み
- 6 事務・手続き等における配慮

《今後の取り組み》

- ・ 公的書類等の性別欄廃止可能な56書類の性別欄の削除手続
- ・ ホームページへの掲載など、市内事業所への周知
- ・ 引き続き、職員研修の実施

《公的書類等の性別欄掲載状況調査》

調査対象書類：市民及び職員が記載する申請書や申込書、市民や職員に交付する通知書や証明書及び台帳

- ・ 性別欄があるもの：449件
（内訳）法令等の根拠があり削除不可なもの：326件
今すぐ判断できないため保留のもの：67件
削除が可能なもの：56件